



百貨店や金融機関の職員を名のった



キャッシュカードをだまし取る詐欺に注意！！

事案の概要

- ① 犯人は**百貨店職員**を名のり、「あなた名義のカードを使って買い物をした人がいる。(又は、その人を捕まえている。)デパートのカードを持っていますか。」と電話します。
- ② さらに、「あなたの口座が悪用されている可能性があるので、銀行協会から後で、電話があります。」などと、不安をあおります。
- ③ 次に、**金融機関の職員**を名のり、「不正利用された口座のカードは、廃棄しないと悪用されます。新しいキャッシュカードを作りますので回収に伺います。」と説明します。
- ④ **金融機関の職員**を名のる者が、被害者宅を訪れ、巧みに暗証番号を聞き出したうえで、被害者からキャッシュカードをだまし取ってしまいます。

- 犯人は、実在のデパート名や金融機関の職員をかたって信用させます。
- 兵庫県下各地において被害が発生しています。
- 犯人は、だまし取ったキャッシュカードを使って、すぐに現金を引き出してしまいます。

犯人にだまされないためのポイント

- ・ 電話で「暗証番号を教えて」「現金・カード、通帳を預かる」と言われたら**詐欺**です！！
絶対に渡してはいけません。
- ・ 公的機関を名のっても、話は鵜呑みにせず、お金の話が出れば必ず折り返すなど事実確認をする。
- ・ 身に覚えのない電話があった時は、**一人で判断せずに、家族や友人、警察に必ず相談する。**

